外来種とは

■もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から導入された生物のことを指します。

■日本の野外に生息する外来種の数は、2,000種を超えるといわれています。これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的にもともといなかった地域に導入されています。

■外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。

■一方で、定着している・していないに関わらず、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

外来種が引き起こす３つの悪影響

■在来種(もともとその地域にいる生物)を食べる

■近縁の在来種と交雑して雑種をつくる

■在来種の生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする

1 日本固有の生態系への影響

■毒をもっている人をかんだり刺したりする

2 人の生命・身体への影響

■農林水産物を食べる
畑を踏み荒らす

3 農林水産業への影響

山折り

外来種被害予防３原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

1. 入れない
～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

2. 捨てない（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）
～飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

3. 拡げない（増やさないことを含む）
～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています。

外来種に関わる際には、この3原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力を、切にお願いします。

生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態等を十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

お問い合わせ先

○最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課

北海道地方環境事務所	TEL: 011-299-1950
釧路自然環境事務所	TEL: 0154-32-7500
東北地方環境事務所	TEL: 022-722-2870
関東地方環境事務所	TEL: 048-600-0817
中部地方環境事務所	TEL: 052-955-2139
長野自然環境事務所	TEL: 026-231-6570
近畿地方環境事務所	TEL: 06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	TEL: 086-223-1561
高松事務所	TEL: 087-811-7240
九州地方環境事務所	TEL: 096-322-2413
那覇自然環境事務所	TEL: 098-858-6400

詳しくは…
http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html

○環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-8344
FAX:03-3581-7090

外来生物対策室ホームページ
日本の外来種対策
http://www.env.go.jp/nature/intro/

山折り

平成28年10月１日改訂

外来生物法

環境省・農林水産省

外来生物の飼育・販売にご注意ください

▼ハナガメ（タイワンハナガメ）

ウシガエル▲

ボタンウキクサ
▼（ウォーターレタス）

▲チュウゴクモクズガニ（上海ガニ）

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、**飼育・栽培・保管・運搬、販売・譲渡、輸入**などが原則として禁止されます。

輸入が禁止されることで、国外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎ、既に定着しているものについては、必要に応じて防除が行われます。

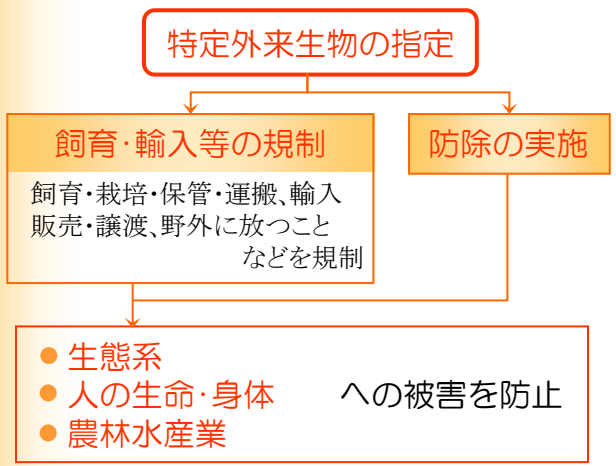

特定外来生物は
飼育・栽培・保管・運搬、販売・譲渡、輸入、野外に放つこと

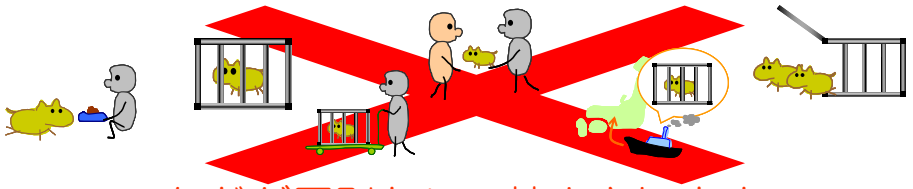

などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合３年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合１億円以下の罰金が科されます

特定外来生物リスト

合計２科15属108種７交雑種（132種類）平成28年10月1日現在

ほ乳類	ﾌｸﾛｷﾂﾈ、ﾊﾘﾈｽﾞﾐ属、ﾀｲﾜﾝｻﾞﾙ、ｶﾆｸｲｻﾞﾙ、ｱｶｹﾞｻﾞﾙ、ﾇｰﾄﾘｱ、ｸﾘﾊﾗﾘｽ(ﾀｲﾜﾝﾘｽ)、ﾌｨﾝﾚｲｿﾝﾘｽ、ﾀｲﾘｸﾓﾓﾝｶﾞ(ｴｿﾞﾓﾓﾝｶﾞを除く)、ﾄｳﾌﾞﾊｲｲﾛﾘｽ、ｷﾀﾘｽ(ｴｿﾞﾘｽを除く)、ﾏｽｸﾗｯﾄ、ｶﾆｸｲｱﾗｲｸﾞﾏ、ｱﾗｲｸﾞﾏ、ｱﾒﾘｶﾐﾝｸ、ﾌｲﾘﾏﾝｸﾞｰｽ、ｼﾞｬﾜﾏﾝｸﾞｰｽ、ｼﾏﾏﾝｸﾞｰｽ、ｱｷｼｽｼﾞｶ属、ｼｶ属(ﾎﾝｼｭｳｼﾞｶ、ｹﾗﾏｼﾞｶ、ﾏｹﾞｼｶ、ｷｭｳｼｭｳｼﾞｶ、ﾂｼﾏｼﾞｶ、ﾔｸｼｶ、ｴｿﾞｼｶを除く)、ﾀﾞﾏｼｶ属、ｼﾌｿﾞｳ、ｷｮﾝ、ﾀｲﾜﾝｻﾞﾙ X ﾆﾎﾝｻﾞﾙ、ｱｶｹﾞｻﾞﾙ X ﾆﾎﾝｻﾞﾙ
鳥類	ｶﾅﾀﾞｶﾞﾝ、ｶﾞﾋﾞﾁｮｳ、ｶｵｸﾞﾛｶﾞﾋﾞﾁｮｳ、ｶｵｼﾞﾛｶﾞﾋﾞﾁｮｳ、ｿｳｼﾁｮｳ
爬虫類	ｶﾐﾂｷｶﾞﾒ、ﾊﾅｶﾞﾒ(ﾀｲﾜﾝﾊﾅｶﾞﾒ)、ｽｳｨﾝﾎｰｷﾉﾎﾞﾘﾄｶｹﾞ、ｱﾉﾘｽ･ｱﾙﾛｸﾞｽ、ｱﾉﾘｽ･ｱﾙﾀｹｳｽ、ｱﾉﾘｽ･ｱﾝｸﾞｽﾃｨｹﾌﾟｽ、ｸﾞﾘｰﾝｱﾉｰﾙ、ﾅｲﾄｱﾉｰﾙ、ｶﾞｰﾏﾝｱﾉｰﾙ、ｱﾉﾘｽ･ﾎﾒﾚｷｽ、ﾌﾞﾗｳﾝｱﾉｰﾙ、ﾐﾄﾞﾘｵｵｶﾞｼﾗ、ｲﾇﾊﾞｵｵｶﾞｼﾗ、ﾏﾝｸﾞﾛｰﾌﾞﾍﾋﾞ、ﾐﾅﾐｵｵｶﾞｼﾗ、ﾎﾞｳｼｵｵｶﾞｼﾗ、ﾀｲﾜﾝｽｼﾞｵ、ﾀｲﾜﾝﾊﾌﾞ、ﾊﾅｶﾞﾒ X ﾆﾎﾝｲｼｶﾞﾒ、ﾊﾅｶﾞﾒ X ﾐﾅﾐｲｼｶﾞﾒ、ﾊﾅｶﾞﾒ X ｸｻｶﾞﾒ
両生類	ﾌﾟﾚｰﾝｽﾞﾋｷｶﾞｴﾙ、ｷﾝｲﾛﾋｷｶﾞｴﾙ、ｵｵﾋｷｶﾞｴﾙ、ﾍﾘｸﾞﾛﾋｷｶﾞｴﾙ、ｱｶﾎﾞｼﾋｷｶﾞｴﾙ、ｵｰｸﾋｷｶﾞｴﾙ、ﾃｷｻｽﾋｷｶﾞｴﾙ、ｺﾉﾊﾋｷｶﾞｴﾙ、ｷｭｰﾊﾞｽﾞﾂｷｶﾞｴﾙ(ｷｭｰﾊﾞｱﾏｶﾞｴﾙ)、ｺｷｰｺﾔｽｶﾞｴﾙ、ｼﾞｮﾝｽﾄﾝｺﾔｽｶﾞｴﾙ、ｵﾝｼｭｳｶﾞｴﾙ、ｱｼﾞｱｼﾞﾑｸﾞﾘｶﾞｴﾙ、ｳｼｶﾞｴﾙ、ｼﾛｱｺﾞｶﾞｴﾙ
魚類	ｵｵﾀﾅｺﾞ、ｺｳﾗｲｷﾞｷﾞ、ﾌﾞﾗｳﾝﾌﾞﾙﾍｯﾄﾞ、ﾁｬﾈﾙｷｬｯﾄﾌｨｯｼｭ、ﾌﾗｯﾄﾍｯﾄﾞｷｬｯﾄﾌｨｯｼｭ、ﾖｰﾛｯﾊﾟﾅﾏｽﾞ(ﾖｰﾛｯﾊﾟｵｵﾅﾏｽﾞ)、ｶﾜｶﾏｽ科、ｶﾀﾞﾔｼ、ｶﾞﾝﾌﾞｽｨｱ･ﾎﾙﾌﾞﾛｵｷ、ﾌﾞﾙｰｷﾞﾙ、ｺｸﾁﾊﾞｽ、ｵｵｸﾁﾊﾞｽ、ﾗｳﾝﾄﾞｺﾋﾞｰ、ﾅｲﾙﾊﾟｰﾁ、ﾎﾜｲﾄﾊﾟｰﾁ、ﾎﾜｲﾄﾊﾞｽ、ｽﾄﾗｲﾌﾟﾄﾊﾞｽ、ﾗｯﾌ、ﾖｰﾛﾋﾟｱﾝﾊﾟｰﾁ、ﾊﾟｲｸﾊﾟｰﾁ、ｹﾂｷﾞｮ、ｺｳﾗｲｹﾂｷﾞｮ、ｶﾜｶﾏｽ科に属する種間の交雑により生じた生物、ﾎﾜｲﾄﾊﾞｽ X ｽﾄﾗｲﾌﾟﾄﾊﾞｽ(ｻﾝｼｬｲﾝﾊﾞｽ)
昆虫類	ﾃﾅｶﾞｺｶﾞﾈ属(ﾔﾝﾊﾞﾙﾃﾅｶﾞｺｶﾞﾈを除く)、ｸﾓﾃﾅｶﾞｺｶﾞﾈ属、ﾋﾒﾃﾅｶﾞｺｶﾞﾈ属、ｾｲﾖｳｵｵﾏﾙﾊﾅﾊﾞﾁ、ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝｱﾘ、ｱｶｶﾐｱﾘ、ﾋｱﾘ、ｺｶﾐｱﾘ、ﾂﾏｱｶｽｽﾞﾒﾊﾞﾁ
甲殻類	ｱｽﾀｸｽ属、ｳﾁﾀﾞｻﾞﾘｶﾞﾆ、ﾗｽﾃｨｰｸﾚｲﾌｨｯｼｭ、ｹﾗｸｽ属、ﾓｸｽﾞｶﾞﾆ属(ﾓｸｽﾞｶﾞﾆを除く)
ｸﾓ・ｻｿﾘ類	ｷｮｸﾄｳｻｿﾘ科全種、ｱﾄﾗｸｽ属、ﾊﾄﾞﾛﾆｭｸ属、ﾛｸｿｽｹﾚｽ・ｶﾞｳｺ、ﾛｸｿｽｹﾚｽ・ﾗｴﾀ、ﾛｸｿｽｹﾚｽ・ﾚｸﾙｻ、ｺﾞｹｸﾞﾓ属(ｱｶｵﾋﾞｺﾞｹｸﾞﾓを除く)
軟体動物等	ｶﾜﾋﾊﾞﾘｶﾞｲ属、ｸﾜｯｶﾞｶﾞｲ、ｶﾜﾎﾄﾄｷﾞｽｶﾞｲ、ﾔﾏﾋﾀﾁｵﾋﾞ(ｵｶﾋﾀﾁｵﾋﾞ)、ﾆｭｰｷﾞﾆｱﾔﾘｶﾞﾀﾘｸｳｽﾞﾑｼ
植物	ﾅｶﾞｴﾂﾙﾉｹﾞｲﾄｳ、ﾌﾞﾗｼﾞﾙﾁﾄﾞﾒｸﾞｻ、ﾎﾞﾀﾝｳｷｸｻ(ｳｫｰﾀｰﾚﾀｽ)、ｱｿﾞﾚﾗ･ｸﾘｽﾀﾀ、ｵｵｷﾝｹｲｷﾞｸ、ﾐｽﾞﾋﾏﾜﾘ、ﾂﾙﾋﾖﾄﾞﾘ、ｵｵﾊﾝｺﾞﾝｿｳ、ﾅﾙﾄｻﾜｷﾞｸ、ｱﾚﾁｳﾘ、ﾅｶﾞｴﾓｳｾﾝｺﾞｹ、ｵｵﾌｻﾓ(ﾊﾟﾛｯﾄﾌｪｻﾞｰ)、ﾙﾄﾞｳｨｷﾞｱ･ｸﾞﾗﾝﾃﾞｨﾌﾛﾗ、ﾋﾞｰﾁｸﾞﾗｽ、ｽﾊﾟﾙﾃｨﾅ属、ｵｵｶﾜﾁﾞｼｬ

お知らせ

- 学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣の許可の申請を行う必要があります。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をすることは禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等をすることができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 特定外来生物の野外への放出等は原則として禁止されていますが、防除に資する学術研究の目的で行う場合に限り、あらかじめ主務大臣の許可を得て行うことができます。
- 手続きなどの詳細につきましては、最寄りの地方環境事務所等までご連絡ください。